

## 資格者証の再交付申請をされる方へ

電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けている方が、氏名の変更又は資格者証の汚損、破損若しくは亡失により再交付申請を行う際に必要な書類等は、次のとおりです。

## 【申請の際に必要なもの】

- ① 再交付申請書
- ② 写真（申請書に貼付）
- ③ 再交付手数料（収入印紙 1,350 円分を申請書に貼付）
- ④ 氏名の変更の事実を証する書類（氏名の変更による申請の場合のみ）
- ⑤ 資格者証（亡失した場合を除き要返納）
- ⑥ 返信用封筒（資格者証の郵送を希望する場合のみ）

※ 氏名の変更の場合で、かつ、平成 22 年 3 月 31 日以前に交付された旧タイプの資格者証をお持ちの方は、原則 1 回に限り、旧規定に基づく訂正申請（手数料不要）を行うことができます。（詳しくはお問い合わせください。）

## 【注意事項】

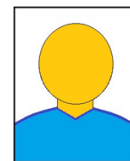
## ① 再交付申請書について

指定の様式の申請書に、黒又は青のボールペン等で必要事項を記入してください。書損じて訂正を行う場合は、二重線で消した上で訂正印を押してください。

※ 亡失等の理由により資格者証番号が不明な場合は、申請書の資格者証番号欄の記載を省略することができます。

## ② 写真について

過去6か月以内に撮影した、サイズ縦 30mm×横 24mm、無帽、正面、上三分身、無背景の写真を申請書に貼付してください。写真は、スキャナで読み取りトリミング加工して資格者証に印刷しますので、ネガフィルムの現像プリントと同等以上の画像品質で、右図のように頭部の周囲に適度な余白（背景に相当する部分）のあるものにしてください。



※ 写真が不鮮明、サイズが不適合等の理由により、再提出をお願いする場合があります。

## ③ 再交付手数料について

再交付手数料として、1,350 円分の収入印紙を重ならないように申請書に貼付してください。

※ 収入印紙は、割印・消印等をしないでください。また、都合により手数料を多く納める場合（貼付した収入印紙の額が 1,350 円を超える場合）は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記載して押印してください。

※ 地方自治体が発行する収入証紙ではありませんのでご注意ください。

## ④ 氏名の変更の事実を証する書類について

氏名の変更による再交付申請の場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し等、変更の事実が確認できる公的書類（変更前後の氏名の記載があるもの）を添付してください。（それらをコピーしたものは不可）

## ⑤ 資格者証について

汚損、破損又は氏名の変更による再交付申請の場合は、当該資格者証の返納が必要となります。

## ⑥ 返信用封筒について

資格者証の郵送を希望する場合は、返信用封筒（必要な額の切手を貼付し、宛先を記入したもの）を添付してください。

※ 通常、84 円分の切手を貼付した定形封筒で郵送可能ですが、郵便事故等による亡失防止のため簡易書留等のご利用を推奨します。その場合は、方法に応じた額の切手を貼付してください。

## 【申請書の送付先】

資格者証の交付を受けた[地方総合通信局](#)に送付してください。四国総合通信局で交付を受けた場合の送付先は、次のとおりです。

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4 四国総合通信局 電気通信事業課 宛  
（お問い合わせ先：089-936-5042）

※ 送付の際、申請書等を定形封筒に入る大きさに折り畳んで構いません。（写真部分の折り曲げは不可）